建設工事作業に従事される皆さまへ

建設業における墜落・転落災害を防止しましょう！



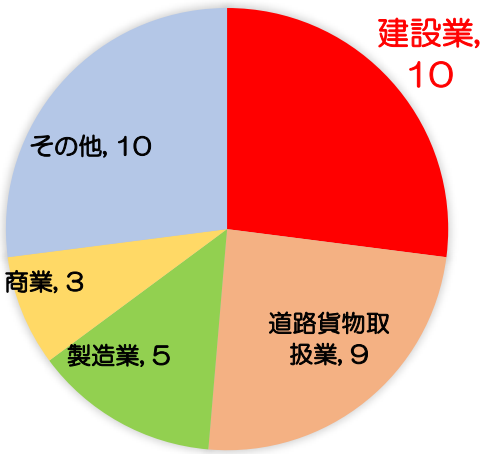
過去の死亡災害の発生状況

千葉労働局管内の建設業において、過去20年間に発生した死亡災害の推移を見ると、平成18年（27人）が最も多く、平成28年以降は平成18年に比べ半数以下と減少しています。しかし、直近の令和７年の死亡災害をみると、**建設業**（10人）が**最多**を占める結果となっており、建設業において労働災害防止対策の徹底は求められる状況に変わりありません。

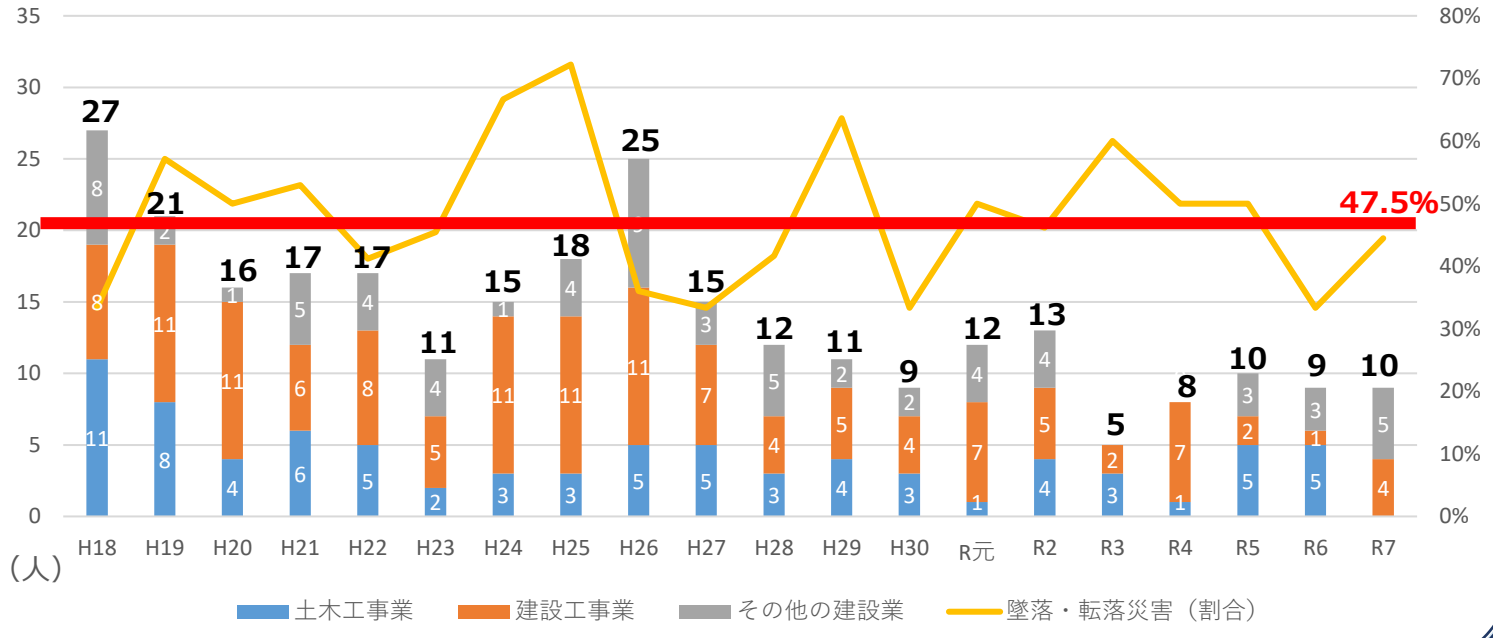
事故の型別では、建設業は墜落・転落災害が最も多く、過去20年を平均すると**47.5%が墜落・転落災害**となっています。このため、第１４次千葉労働局労働災害防止計画では、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設事業者の割合を85%とし、建設業における死亡者数については令和４年と比較して令和９年までに15%以上減少させることとしています。

以上を踏まえ、千葉労働局では建設作業従事者の墜落・転落災害防止対策に係るチェックリスト（本紙裏面）作成しました。現場内の作業前点検等にご活用ください。

【令和７年の業種別死亡災害発生状況】



【 直近20年間における建設業の死亡災害の推移 】

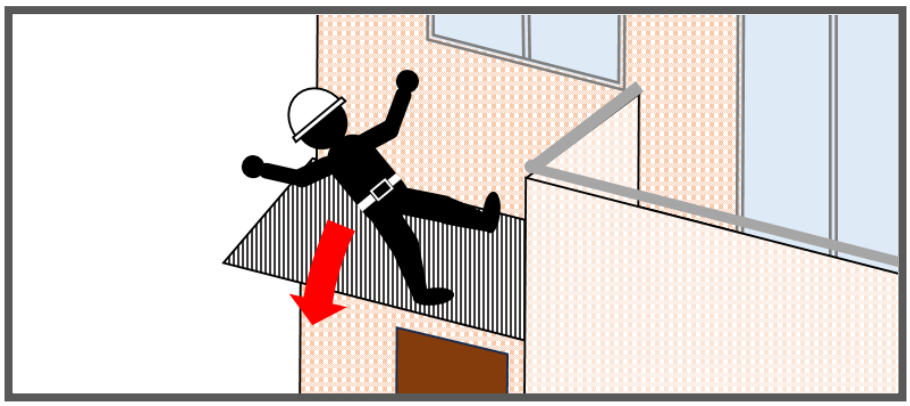


千葉労働局・各労働基準監督署

Safe work CHIBA

事例１　木造２階建住宅屋根（玄関庇）上から墜落

●災害発生時の見取図



●災害発生状況

既設の木造２階建住宅の外壁補修作業中に発生。

工事は、外壁のシール材の交換作業を行うものであった。

2階部分の外壁シール材交換作業を玄関庇上で行っていた作業者が約３ｍ下の地上まで墜落し、死亡した。

●災害発生原因

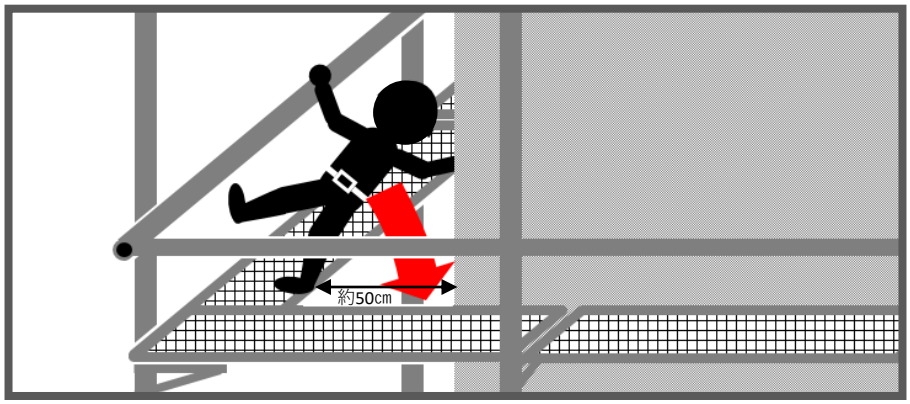
（１）高所作業を行うにあたり、事前に外部足場を設ける等の墜落防止対策が講じられていなかったこと。
（２）外部足場が設けられない場合、要求性能墜落制止用器具の着用、及びその取付設備を設けた上で使用がされていなかったこと。

●同種災害の防止対策

［１］事前に外部足場を設ける等、墜落防止対策を講じる。
［２］外部足場が設けられない場合、作業者に要求性能墜落制止用器具の着用、及びその取付設備を設けた上で使用させ、使用状況を職長等に監視させること等により徹底させる。
※要求性能墜落制止用器具の取付設備として、親綱以外に安全ブロック等を活用するのも有効である。

事例２　一側足場から墜落

●災害発生時の見取図



●災害発生状況

足場外側に設置されていたメッシュシートの取外し作業中に発生。

仮設の一側足場３層目（高さ約４ｍ）で作業を行っていた作業者が足場と躯体の間（間隔約50ｃｍ）から地上まで墜落し、死亡した。

設置されていた一側足場の躯体側には手すり等はなかった。

●災害発生原因

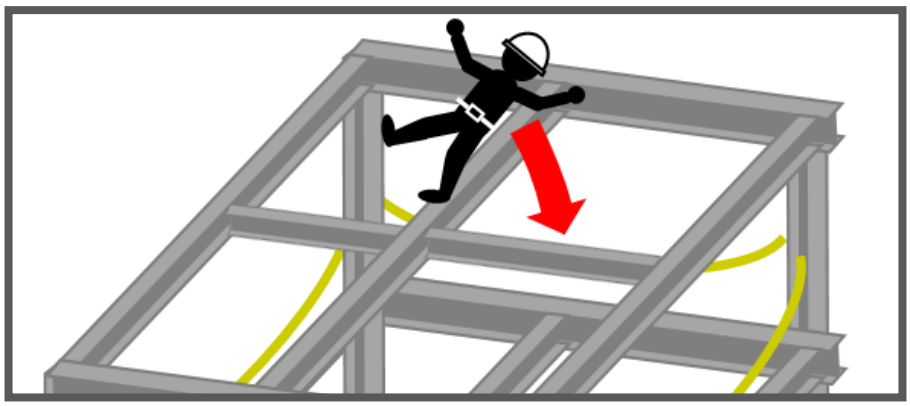
（１）躯体外周に１ｍ以上の幅があったにもかかわらず、一側足場（足場の躯体側に手すり等がない足場）を設置していたこと。
（２）足場と躯体の間隔が開きすぎていたこと。
（３）作業者は要求性能墜落制止用器具及びヘルメットを着用していなかったこと。

●同種災害の防止対策

［１］躯体外周に１ｍ以上の幅がある箇所に設置する足場は本足場とし、足場の躯体側にも手すり等の墜落防止措置を講じる。
［２］足場と躯体の間隔が開きすぎないように考慮し、足場の仮設計画を立てる。
［３］作業者に要求性能墜落制止用器具及びヘルメットを着用させる。

事例３　鉄骨梁上から墜落

●災害発生時の見取図



●災害発生状況

　鉄筋コンクリート造2階建の新築工事現場にて発生。
　災害発生時、躯体の鉄骨が組みあがった状態であった。 次の工程に進むため、躯体にデッキプレートの搬入作業を行っていた作業者が、屋上部分の鉄鋼梁上から約８ｍ下の地上まで墜落し、死亡した。

●災害発生原因

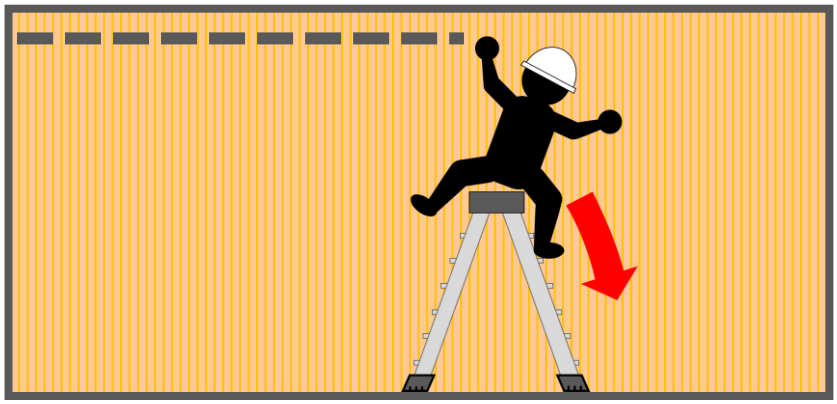
（１）作業者が作業を行っていた屋上階に親綱が設置されておらず、躯体内部には防網（水平ネット）が設置されていなかったこと。
（２）建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に作業状況等を監視させていなかったこと。
（３）作業者に要求性能墜落制止用器具（フルハーネス）を着用及び使用させていなかったこと。

●同種災害の防止対策

［１］鉄骨の建方作業の進行に先行し、リスクアセスメントを実行し、親綱の取り付けや防網の設置による墜落防止対策等を検討し、その結果を踏まえて作業計画を作成する。
［２］作業計画の周知を図り、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任し監視させる。
［３］要求性能墜落制止用器具の使用を対策として選定した場合は、その着用及び使用を徹底させる。

事例４　脚立から墜落

●災害発生時の見取図



●災害発生状況

　複合商業施設内の店舗開店に当たり、商品陳列棚等の設備を据え付ける内装工事の作業中に発生。
　作業者は、棚の取付位置を決めるため壁面に印を付けていました。手の届かない箇所については脚立の天板をまたいで作業をしていました。
　その際、脚立（高さ約１.５ｍ）から床面に墜落し、死亡した。

●災害発生原因

（１）脚立使用時に、天板にまたがっていたこと。
（２）ヘルメットを着用していたが、あご紐を締めておらず転落時に脱げ落ちたこと。

●同種災害の防止対策

［１］脚立は右図のような使用方法を基本とする。可搬式作業台の使用も検討する。
［２］ヘルメットのあご紐を締める。



墜落・転落災害防止に関するチェックリスト

点検者		点検日	年　月　日

項目	根拠条文(安衛則)	点検内容		良	否	作業無
作業床・開口部	§518	高さ２ｍ以上の箇所に、作業床は設けられていますか。	【該当作業等の例】 □外壁工事 □建物の建方工事 □上層階の床材施工工事 □その他（　　）	□	□	□
		作業床の設置が困難な場合、右記の対策を講じていますか。	□要求性能墜落制止用器具（ハーネス等）の使用 □防網の設置	□	□	□
	§519 §653	高さ２ｍ以上の作業床の端に、手すり等が設置されていますか。 開口部については、囲い、蓋、覆い等が設置されていますか。 ※繊維ロープ等たわみが生じるものは墜落防止のための手すりにはなりません。	【該当箇所等の例】 □屋上階 □壁板施工前の各階 □ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ等設置箇所の開口 □その他（　　）	□	□	□
		手すり、囲い、蓋、覆い等の設置が困難な場合、右記の対策を講じていますか。	□要求性能墜落制止用器具（ハーネス等）の使用 □防網の設置	□	□	□
	§521	要求性能墜落制止用器具（ハーネス等）を使用するにあたり、親綱等の要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備を設けられていますか。		□	□	□
	より安全な措置	高さ２ｍ未満の作業床の端にも、手すり等が設けられていますか。 開口部についても、囲い、蓋、覆い等が設置されていますか。		□	□	□
	§524	スレート材等の屋根上における作業では、踏み抜きによる墜落を防止するため、幅３０ｃｍ以上の歩み板を設置していますか。		□	□	□
足場	§561の2	躯体周囲の幅１ｍ以上の箇所において設置している足場は本足場となっていますか。		□	□	□
	§563 §655	設置されている足場について、以下の項目を確認しましょう。				
		墜落防止措置等	単管足場等（わく組足場以外の足場） 手すり（高さ８５ｃｍ以上の位置）＋中さん（高さ３５～５０ｃｍの位置）＋幅木（高さ１０ｃｍ以上） □	□	□	□
			単管足場等（わく組足場以外の足場） 手すり（高さ８５ｃｍ以上の位置）＋中さん（高さ３５～５０ｃｍの位置）＋メッシュシート □			
			単管足場等（わく組足場以外の足場） 手すり（高さ８５ｃｍ以上の位置）＋中さんと同等以上の措置（高さ３５ｃｍ以上の防音パネル、ネットフレーム、金網等） □			
			わく組足場 交さ筋かい＋幅木（高さ１５ｃｍ以上） □	□	□	□
			わく組足場 交さ筋かい＋下さん（高さ１５～４０ｃｍの位置）＋メッシュシート □			
			わく組足場 交さ筋かい＋下さん・幅木と同等以上の措置（高さ１５ｃｍ以上の防音パネル、ネットフレーム、金網等） □			
			わく組足場 手すりわく＋幅木（高さ１０ｃｍ以上） □			
			わく組足場 手すりわく＋メッシュシート □			
			わく組足場 手すりわく＋幅木と同等以上の措置（高さ１０ｃｍ以上の防音パネル、ネットフレーム、金網等） □			
		上記の手すり等の設置は、建物側にも設置されていますか。		□	□	□
		著しい損傷、変形又は腐食のある部材を使用していませんか。		□	□	□
		作業床の幅が４０㎝以上となっていますか。（つり足場の場合を除く）		□	□	□
		床材間の隙間が３ｃｍ以下となっていますか。（つり足場の場合を除く）		□	□	□
		床材と建地との隙間は１２ｃｍ未満となっていますか。（つり足場の場合を除く）		□	□	□
		床材が２以上の支持物に取り付けて固定されていますか。（つり足場の場合を除く）		□	□	□
	§540	足場から躯体への渡り（安全通路、階段ステップ）が設置されていますか。		□	□	□
	より安全な措置	躯体と足場の間隔が３０ｃｍ以下となっていますか。		□	□	□
作業台等	より安全な措置	作業台を使用する際は、手すり付きの作業台を使用していますか。		□	□	□
	より安全な措置	脚立使用時、右記の事項に留意していますか。	□天板上の使用、跨ぎ作業の禁止 □作業時は２段目以下の踏みさんを使用 □３点支持の徹底（身体の重心を脚立にあずける場合も、両足を併せて３点支持となる。）	□	□	□

（R８.９）